

令和8年度 千葉県医療機器等開発支援補助事業（二次募集）募集要領
（研究・製品開発補助）

1 事業の趣旨

今後成長が期待される健康・医療分野については、中小企業に参入の機会がある一方、医療機器*¹の販売には医薬品医療機器等法による規制や独自の商流があり、販売するには許可を持った製造販売業者、医療機関等との連携が重要です。

本補助事業は、千葉県内ものづくり中小企業への健康・医療分野への参入と製品の上市に向けて、製造販売業者、販売業者等との共同で行う製品開発に係る経費の一部を補助することで、県内の健康・医療分野の産業の活性化を図るものです。

2 事業の内容

事業名	補助対象事業	補助率	補助限度額	補助対象期間
医療機器等開発支援補助事業 (研究・製品開発補助)	製造販売業者等と連携した健康医療ものづくり製品（医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器等）の研究・製品開発	2/3 以内	870万円	2年以内 (交付決定は 単年度ごとに 実施)

(1) 補助対象事業

- ・県内の中小企業者が製造販売業者等*²と連携することによって、健康医療ものづくり製品の上市を目的として開発に取り組む事業。（県内の中小企業者である製造販売業者が上市を目指し、自社単独で開発するものを含みます。）
- ・本事業における健康医療ものづくり製品はヒト用のものとします。
- ・本事業における健康医療ものづくり製品には、医薬品*³のうち体外診断用医薬品*⁴は含みませんが、その他の医薬品及び食品（サプリメント等を含む）は含まれません。

(2) 補助対象者

- ・主たる事業の実施地が千葉県内である中小企業者*⁵です。
- ・審査委員会までにちばメディカルネットワーク*⁶に加入（申込を含む）している必要があります。

(3) 補助対象経費

- ・補助対象経費とは、補助事業に要する経費のうち、「(別紙) 補助対象経費について」に定められている経費から消費税を控除した金額です。
- ・交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外です。
- ・補助対象の確認が可能であり、当補助事業の対象として明確に区分できるものに限り、(事務用品等汎用性が高いものは補助対象外です。)
- ・一般的な市場価格または研究開発の内容に対して著しく高額な経費は対象となりません。
- ・補助対象製品が特定の法人・個人向けであり、販路の拡大が見込めないものは採択されません。
- ・補助対象経費全体の概ね3分の2以上が委託費や外注加工費、専門家謝金に係る費用で占められ、かつ補助事業の中で自社が果たす役割が不明確な申請は採択されません。
- ・機械器具等の購入、営利販売のための原材料の仕入れ等を目的とした申請は採択されません。
- ・補助金で購入した機械装置や、製作した試作品を営利販売することはできません。

(4) 補助率

補助対象経費の2/3以内

(5) 補助限度額

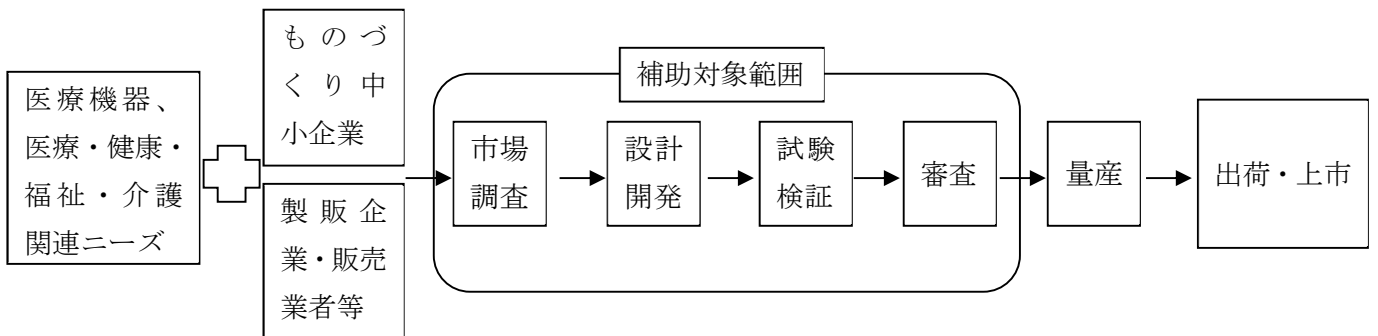
1 申請につき870万円

- ・事業期間が2年間の場合、同じ事業で2年間まで連続で申請することができます。
その場合、2年目の補助限度額は1年目の補助交付決定額の同額以下で、2年間合計の補助金額の上限を870万円とします。
- ・今年度2年間の事業期間で申請し、採択された場合であっても、単年度ごとに申請・精算が必要です。また、今年度の採択が、次年度の採択を約束するものではありません。
- ・経費については年度ごとに使用する必要があります。
- ・2年目の事業の実施は令和9年度予算の成立が前提となり、現時点で次年度の事業実施を保証するものではありません。

(6) 補助事業期間

令和8年度補助金交付決定日から令和9年2月末日まで

(7) 事業スキーム



3 応募手続

(1) 応募書類

1. 千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書（第1号様式）
 - 補助事業計画書（別紙1）
 - 補助事業明細書（別紙2）
 - 2年間事業申請の補足資料（参考別紙）
 - 補助事業内容補足資料（様式自由、任意）
 - 株主等一覧表（別紙3）
2. 誓約書（第2号様式）
3. 役員等名簿（第3号様式）
4. 会社の登記簿謄本（全部事項証明書）（令和8年4月1日以降発行のもの）
※個人事業主の場合は、開業届の写し（個人番号はマスキングしてください）。
5. 会社の定款の写し又は規約（個人事業主の場合は不要）
6. 過去2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
※個人事業主の場合は、税務申告書（青色申告決算書：P1 損益計算書、P2 内訳、P4 貸借対照表）
7. 製造販売業者等の資格を証する書類の写し【該当する場合】
8. 会社案内、製品等のパンフレット

※応募書類の様式は、千葉県ホームページからダウンロードできます。

(HP) <https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/kenkou/kobo/hojokin3.html>

※応募書類等の返却はいたしません。

※応募書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

(2) 応募方法及び提出部数

原則「ちば電子申請サービス」による申請で応募してください。

- ・ 正本 1 部（電子データでの提出）

(電子申請サービス) https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=61765

※メールのみの提出ではオンラインによる申請とは認められません。

必ず「ちば電子申請サービス」により申請してください。

※システムエラー等の理由で申請期限に間に合わない場合は、必ず申請期間内に連絡をしてください。

※上記の方法が困難な場合は、持参又は郵送による申請（郵送の場合は期間内必着）も受け付けます。

- ・ 正本 1 部、副本 7 部（副本は複写可）

- ・ 3 (1) 応募書類に示した 1 (別紙を含む) 及び 3 の書類については、別途電子データを CD-R 等で同封するか下記メールアドレスへ提出してください。なお、メールで提出する場合は、メール 1 通あたりの容量が 7.1MB 以上のメールは受け取れませんのでご了承ください。

(送付先) 千葉県商工労働部 産業振興課 ライフサイエンス産業振興室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎14階

TEL: 043-223-2778

email: sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp

申請書の記入漏れや添付資料に不備等があると、受付できない場合がありますのでお早めにご提出ください。

(3) 応募期間

令和8年7月1日(水) 午前9時～令和8年7月31日(金) 午後5時まで必着

※申請書類を持参する場合は、午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)に受付します。

4 選定

(1) 審査方法

募集期間中に受理した申請書については、(2)の審査基準に基づき選定を行います。

また、選定については次の2段階に分けて実施します。

① 1次審査：書類審査

- ・ 応募時に御提出いただいた申請書の内容をもとに、審査を行います。

② 2次審査：審査委員会によるプレゼンテーション形式の審査

- ・ 書類審査通過者を対象に、審査委員会によるプレゼンテーション形式の審査を行い、採択案件の選定を行います。

- ・審査委員会では、応募内容の説明に加え、審査委員からの質疑に回答していただきます。
- ・審査日については別途通知します。
- ・必要に応じて現地調査を実施することがあります。

(2) 審査基準

以下の項目について、審査を実施し、総合的な評点に基づき採択を決定します。

項目	審査基準
業容審査	経営内容が堅実かつ財務内容が安定しており、補助事業に要する自己資金等の調達能力が十分であるか。
事業実施の妥当性	事業に新規性や独創性があり、目指す成果が妥当であるかどうか。 また、現在まで自社で行った基礎研究の内容が十分であり、研究開発に自社の技術等を活用する内容かどうか。
市場性	事業の対象市場が明確にされ、市場ニーズに合致した事業に関する研究開発かどうか。
地域性	地域経済へ好影響を与えること等が期待できるか。
将来性	補助事業終了後、事業化の実現見込があるか。また、売上に寄与し、将来的にも自立的に事業活動を継続展開するビジョンを有しているかどうか。
実施体制及び実施能力	事業を遂行する実施体制や実行能力等を有し、期間内に事業を実施することが可能かどうか。

(3) 審査結果

- ・審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
- ・応募者が多数の場合、採択となっても補助金交付額が交付申請額に満たない場合があります。

(4) 公表

採択となった応募者は、企業名、代表者名、所在地、実施地、業種、設立年月日、資本金、従業員数、電話番号、補助事業名、補助事業区分、補助金交付年度を公表する取扱いとなります。

5 事業の流れ（スケジュール）

①	応募締め切り	令和8年7月31日（金）午後5時
②	書類審査（1次審査）	令和8年8月上旬
③	書類審査結果通知	令和8年8月中旬（個別に通知します）
④	審査委員会（2次審査）	令和8年8月下旬～9月上旬
⑤	採択結果通知（交付決定）	令和8年9月中旬
⑥	事業実施	交付決定日～令和9年2月末 （令和8年12月に中間検査を実施します）
⑦	実績報告・完了時検査	令和9年3月上旬
⑧	補助金の交付	令和9年3月～5月

※各日程は都合により変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

※交付決定後に補助事業の内容や経費の配分を変更しようとする場合、事前に千葉県産業振興課まで御連絡下さい。連絡がない場合、経費の一部又は全部が補助対象と認められない場合があります。

6 その他

- ・ 国、県等において同一の内容で他の補助金・助成金、競争的資金の採択を受けた事業は、本事業の補助対象事業とはなりません。
- ・ 応募者及び採択者はこの募集要領に記載する事項のほか、千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱を遵守しなければなりません。
- ・ 応募者1者あたり、1つの申請を受け付けます。
- ・ 令和8年度一次募集で採択された事業者については、応募を受け付けません。

7 問い合わせ先

千葉県商工労働部 産業振興課 ライフサイエンス産業振興室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎14階
TEL：043-223-2778
email：sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp

補助対象経費について

経費の積算に当たっては、補助対象となる経費に関し、下表の注意事項に留意してください。

経費の区分	注意事項
原材料・消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・研究開発に直接使用する主要原材料、副材料の購入に要する経費・研究開発のために必要な機械装置又は自社で機械装置を制作する場合の部品等 <u>(取得価格20万円未満/件)</u> <p>例) 各種金属・樹脂材料、試作開発に要する試薬等</p> <p>※補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象外です。</p> <p>※試作中に発生した仕損じ品やテストピース等も保管してください。 (保管が困難な場合、写真撮影による代用可)</p>
機械装置・工具器具費	<ul style="list-style-type: none">・研究開発のために必要な機械装置又は自社で機械装置を製作する場合の部品等の購入に要する経費 <u>(取得価格20万円以上/件)</u>・機械装置の試作、改良、据付、リース及びレンタル、保守、修繕に要する経費 <p>例) 3Dプリンター、試作金型、クラウド利用費(他事業と共同するものを除く)等</p> <p>※原則、リース又はレンタルとし、購入の場合は特注品としてください。</p> <p>※数量を「一式」とした場合には、「一式」の内訳表を作成してください。</p> <p>※量産用及び開発目的以外の機械設備は対象外です。</p>
委託・外注加工費	<p>【委託費】</p> <ul style="list-style-type: none">・試作品の研究開発等に係る検査や市場調査等を外部の機関に委託する際に支払われる経費 <p>例) 大学等へ支払う共同研究費、顧客ニーズ調査費、検査・実験・研究委託</p> <p>※補助事業の一部を外部機関等に外注又は委託する場合は、国公立の試験・研究機関、大学法人及び高等専門学校等を除き、原則として金額に関わらず見積もりを2社以上徴してください。</p> <p>【外注加工費】</p> <ul style="list-style-type: none">・試作品の開発に必要な原材料等の加工・設計及び分析・検査等を外注する際に、当該外注加工先へ支払う経費 <p>※仕様書や設計図等により、特注であることを明示する必要があります。</p>
専門家謝金・旅費	<ul style="list-style-type: none">・専門的知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、研究開発等に係る試作、改良、デザイン等の改善、求評等や市場調査事業に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼及びそれに付随して発生する旅費・コンサルタント契約を締結し、指導・相談等を受けるために支払われる経費 <p>※旅費は原則普通料金のみが補助対象です。満席等の理由によりやむを得ずグリーン車等を利用する場合や、タクシーを利用する場合は、領収書及び理由書を添付してください。</p> <p>マイレージ等ポイント還元は、受領及び使用しないでください。</p>

経費の区分	注意事項
事務費（会議費、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費）	<p>【会議費】会議等を開催する場合のお茶代として支払われる経費</p> <p>【会場借料】会議等を開催場合に会場費として支払われる経費</p> <p>【通信運搬費】事業遂行に必要な郵送代、運送代に支払われる経費 ※自社で運搬する費用は対象外です。</p> <p>【印刷製本費】会議の資料、報告書等の印刷に支払われる経費</p> <p>【資料購入費】事業遂行に必要な図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費 ※購入した図書、参考文献、資料等は本事業で購入した旨が確認できる状態で保管してください。</p>
賃金（ <u>短期的なアルバイトに限る</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務・事務を補助するために新たに雇い入れた者に支払われる経費 ※補助事業以外の業務にも従事している従業員については、補助事業と補助事業以外の区別を明確にしてください。給与支払いも別にする必要があります。
産業財産権等関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業により産み出された、又は、本補助事業の実施及び事業終了後の事業化にあたり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）の取得に要する経費 <p>例）・弁理士費用（国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の特許庁に納付する出願及び優先権主張手数料 ・先行技術の調査に係る費用 ・国際調査手数料（調査、送付、追加、文献の翻訳及び写しの請求に係る手数料） ・国際予備審査手数料（審査、取扱、追加、文献の翻訳及び写しの請求等に係る手数料） <p>※弁理士への成功謝金や日本の特許庁へ支払う費用は対象外です。</p> <p>※事業完了までに出願手続き及び費用の支払が完了しているもののみが対象となります。</p>
その他知事が特に必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務に係る経費であり、上記経費区分に該当しない経費 ※計上にあたっては、千葉県産業振興課と協議が必要です。

用語説明

* 1 医療機器

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」とします。）第2条第4項に規定するもの。

* 2 製造販売業者等

当事業で連携先とする製造販売業者等は、下記のものとしします。

- ① 医薬品医療機器等法第2条第4項に定める医療機器については、同法第12条又は同法第23条の2に基づき製造販売業の許可を取得している事業者。
- ② 医療機器以外の医療・健康・福祉・介護関連の機器等については、医薬品医療機器等法第12条又は同法第23条の2に基づき製造販売業の許可を取得している事業者、同法第39条に基づき高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を取得している事業者、同法第39条の3に基づき管理医療機器の販売業又は貸与業の届出を行った事業者、介護保険法（平成9年号外法律第123号）第70条に基づく指定事業者として福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を行う事業者及び同法第115条の2に基づく指定事業者として介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売を行う事業者。

* 3 医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」とします。）第2条第1項に規定するもの。

* 4 体外診断用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」とします。）第2条第14項に規定するもの。

* 5 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人をいいます。

業種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （以下のものは除く）	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小売業	5千万円以下又は50人以下

業種は、主たる事業として営む事業。

資本金は、資本の額又は出資の総額。従業員は、常時使用する従業員。

ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は補助対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

*6 ちばメディカルネットワーク

医療機器産業への参入企業をネットワーク化したもので、下記URLから登録できます。
登録料・年会費は無料です。(URL <https://chiba-mednet.com/>)